

労働者にとっての働き方の改革を！① 「改正労基法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ！

今年4月1日に労働基準法の一部改正が施行されます。本部は、より職場に反映されるよう、「改正労働基準法施行に伴う協約等の改訂」に関する申し入れ（『申第34号』）を3月13日、会社に提出しました。要求項目と要求の根拠は以下の通りです。

1. 現在の連続休暇は、年次有給休暇を3日使用して5日間となっているが、これを、**年次有給休暇を5日使用して7日間**とすること。



現行の連続休暇は、年次有給休暇を3日使用して、5日間の取得となっています。今回の労基法改正では、企業には最低年5日の年休を付与する義務があります。そこで、連続休暇で使用する年次有給休暇を5日にすれば、この1回でクリアできます。何よりも、**海外旅行をする社員にとっては、7日間あれば行きやすくなります**。また、会社も現在、東京オリンピックの開催を控え、駅構内や車内の案内放送を英語でもすることを業務指示しています。

英語に親しみを持たせる機会をつくるには、海外旅行で本場の英語社会に身を投じてみれば、職場に帰ってきた時、必ず業務の役に立つのではないのでしょうか。

この連続休暇で海外旅行などをして、心身共にリフレッシュしながら、今後の業務の役に立てば、社員にとっても会社にとっても、お互い良い面があり、一石二鳥です。

続く